地方財政法施行令等の一部を改正する政令の概要

１．政令の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、同法による改正後の地方財政法に基づき、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合に協議を要しない地方公共団体の要件等を以下のとおり定める。

（１）協議を要しない地方公共団体の要件

協議を要しない地方公共団体の具体的要件を以下のとおりとする。

① 実質公債費比率が１６％未満であること
（経過措置として、平成２４年度にあっては１４％未満）

② 実質赤字額が０であること

③ 連結実質赤字比率が０であること

④ 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあっては３００％以下、一般市区町村にあっては２００％以下であること

⑤ 当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち協議等をしたものの合計額が、標準財政規模及び公営企業の事業の規模の合算額の当該年度前３年度平均の２５％及び当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち総務省令で定める地方債で協議等をしたものの合計額の合算額以下であること

（２）届出の手続

届出の相手先、届出において明らかにすべき事項等を定める。

２．施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第１条第６号に掲げる規定の施行の日
（平成２４年２月１日）
（平成２４年度の地方債から適用）